給与所得者等再生による再生手続開始

平成２２年（再ロ）第５８号
大阪府高槻市春日町２番49―202号
再生債務者　羽室　靖子
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年９月14日まで
4　一般異議申述期間　平成22年９月17日から平成22年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再ロ）第６１号
大阪市淀川区野中南１丁目８番５号
再生債務者　西岡　信孝
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年９月14日まで
4　一般異議申述期間　平成22年９月17日から平成22年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再ロ）第６４号
大阪府豊中市玉井町４丁目１番18号
再生債務者　小川賀代子
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年９月14日まで
4　一般異議申述期間　平成22年９月17日から平成22年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再ロ）第８号
秋田県横手市大森町上溝字松原４番地14
再生債務者　大友　一也
1　決定年月日時　平成22年８月18日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年９月15日まで
4　一般異議申述期間　平成22年９月29日から平成22年10月20日まで
秋田地方裁判所横手支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２２年（再ロ）第５０号
大阪府吹田市江坂町２丁目３番16―406号
再生債務者　稲葉　剛一
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年８月12日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年９月14日まで
平成22年８月17日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再ロ）第１００１５号
滋賀県高島市新旭町熊野本322―18
再生債務者　菅原　直紀
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年６月22日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年９月１日まで
平成22年８月18日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再ロ）第２号
千葉県山武市木原232番地47
再生債務者　大原　恵子
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年８月17日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年９月８日まで
平成22年８月18日
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（再ロ）第６号
秋田県雄勝郡羽後町西馬音内字中野174番地10
再生債務者　原田　幸夫
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年７月30日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年９月９日まで
平成22年８月19日　秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（再ロ）第５３号
大阪市東成区中本１丁目９番21―103号
再生債務者　堀江　郁男
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年８月12日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年９月15日まで
平成22年８月18日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再ロ）第２号
神戸市西区井吹台西町５丁目７番地の13
再生債務者　植田　浩一
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年８月18日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年９月21日まで
平成22年８月19日
神戸地方裁判所明石支部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再ロ）第３３号
大阪府大東市泉町２丁目１番14号
再生債務者　房間　美恵
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年８月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年８月17日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再ロ）第１５号
京都市伏見区桃山町養斉６番地59
再生債務者　浦上準之助
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年８月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年８月18日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２２年（再ロ）第１号
山梨県南アルプス市飯野2985番地２
再生債務者　秋山　和司
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年８月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年８月18日
甲府地方裁判所民事部破産係

会社公告

継　左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承
五日の効力発生日は平成二十二年十一月一日であり、両
社の最終借対照表の開示状況は次のとおりです。
なお、両社の株主総会の承認決議は平成二十二年十一月二十
日に終了しておりまます。
載　この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲
の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

（甲）及び（乙）
掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年八月十六日
掲載頁　八十頁（号外第一七一号）
平成二十二年八月二十六日
岩手県盛岡市上堂三丁目三番二四号
（甲）株式会社三協デック北東北
代表取締役　赤井　幸二
岩手県盛岡市永井十五地割五七番地五
（乙）株式会社岩手住協サッシセンター
代表取締役　橋本　久志

会社公告

継　左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承
載　この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲
の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
期間がなお、甲は株式会社へ、の商号変更後最初の決算
告していません。
平成二十二年八月二十六日
宮城県仙台市青葉区中央一丁目六番三〇号
（甲）株式会社タスク
代表取締役　佐藤　良一
宮城県本吉郡南三陸町志津川字塩入三二番地
（乙）有限会社エコーポレート
取締役　佐藤　ションター

会社公告

継　左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承
載　この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲
の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
四日に終了しておりまます。
両社の株主総会の承認決議は平成二十二年八月
で、なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり
す。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年七月三十日
掲載頁　一六六頁（号外第一六〇号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年七月三十日
掲載頁　一七六頁（号外第一六〇号）
平成二十二年八月二十六日
茨城県常総市大房六四八番地
（甲）丸三商事株式会社
代表取締役　木村　忠
茨城県常総市大房六四八番地
（乙）株式会社丸羽地所
代表取締役　木村　三益